

母子健康手帳に関する検討会報告書

平成 23 年 11 月 4 日

はじめに

母子健康手帳は、昭和 17 年の妊産婦手帳に始まる長い歴史を有する母子保健の基本的な政策手段として、妊産婦、乳幼児をもつ保護者、保健医療関係者を始めとする多くの国民に親しまれてきた。昭和 40 年に母子保健法に基づく母子健康手帳となつてからは概ね 10 年ごとに社会情勢や保健医療福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改訂等を踏まえて様式の改正を行ってきた。

我が国の母子保健は世界最高水準にあるが、昨今は、35 歳以上の妊娠・出産や低出生体重児の増加、生殖補助医療による出生の増加などに加え、子育て環境の変化や児童虐待の増加等の社会情勢の変化が認められる。こうした変化を踏まえ、今後の母子健康手帳及び母子保健施策のあり方について検討を行うために、「母子健康手帳に関する検討会」が設置された。

検討会では、母子健康手帳に関わる様々な関係者が一堂に会し、9 月 14 日、10 月 7 日、10 月 31 日の 3 回にわたり、母子保健の現状と母子健康手帳に関する最近の研究成果を確認した上で、主要な論点について議論し、今後の母子健康手帳のあり方等について以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1. 全体的な事項

1) 母子健康手帳の名称

母子健康手帳については、母子保健法第 16 条において、妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されている。当事者が主体となって健康記録を所持・記載することで、妊産婦・乳幼児に必要な保健医療支援等に結び付けるとともに、当事者自身による妊産婦・乳幼児の健康管理を促す重要な手段となっている。

妊産婦、乳幼児は急激に健康状態が悪化することがあり、また乳幼児にとっては、この時期の健康が生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、特に保健上の配慮を要する集団であることは現代においても変わりはない。父親の育児参加を促すために親子健康手帳等への名称変更が有効との意見があったが、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性という観点から、母子健康手帳の名称は変更しないことが適当と考える。なお、父親の育児参加を促進するためには、父親にも記入しやすい欄を設ける等の工夫を行うことが望ましい。

2) 母子健康手帳の記載対象年齢

母子健康手帳については、母子保健法上、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されている。

法の趣旨に鑑みれば、母子健康手帳の記載対象年齢については、小学校就学前までの子どもに限られるが、子どもの発達に切れ目はないことから、「妊娠・新生児・乳幼児・学童期にいたる継続性」についても配慮し、適切な情報提供を行うことが望まれる。

3) 任意様式のあり方

母子健康手帳の記載内容については、手帳交付事務が市町村に移譲された平成3年から、医学的記録及び保護者の記録については省令様式で定め、行政情報、保健育児情報等については省令で記載項目のみを定め、その具体的内容は市町村に委ねることとされた（いわゆる任意様式）。

任意様式の作成例を示す母子保健課長通知については、頻回に改正が行われ、平成3年当初から22ページ増加し、情報量が多すぎることで、適時の更新が課題となっている。一方、母子保健・子育てに係る情報については、母子健康手帳副読本や各市町村の子育て情報誌、民間雑誌やウェブサイト等でも情報提供がなされている。

母子健康手帳は、堅牢性を確保するため、ミシン綴じによる製本を推奨しており、現行の大きさでは、既に分量（100ページ程度）は限界に達しており、これ以上情報を追加することは困難であることを踏まえ、任意様式のあり方について検討を行った。

任意様式の分冊化については、追加的な費用がかかることや、健診等での保護者の持参忘れが懸念されることなどから、実施が困難と考えられた。

母子健康手帳全体の分量の制約の中で、省令様式の分量が増加する場合、任意様式の簡略化を行う必要があるが、制度、予防接種、注意事項、健康保持のために最低限必要な知識等については引き続き情報提供することが適当である。また、母子健康手帳で情報のURLを紹介すること、新たな情報についてはウェブサイト等で効率的に提供を行うことも考えられる。

なお、いくつかの市町村では省令様式と任意様式の混在化などの様式の改編が行われているが、母子健康手帳の役割及び全国一律の省令様式の意義を考えれば、望ましくない（省令様式を変更せずに、任意様式の充実を図ることは問題ない）。

2. 個別の事項

1) 妊娠経過の記載欄の拡充

近年の高齢妊娠や合併症妊娠などのハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する

意識や状況の変化、妊婦健康診査の充実（公費負担の対象となる健康診査の回数が5回から14回に増えるとともに、HTLV-1抗体検査や性器クラミジア検査等の検査項目の追加が行われた）を踏まえ、妊娠経過に関する記載欄を拡充することが適当であり、全体の分量を考慮しつつ、妊娠・分娩のリスクについて、高齢妊娠や喫煙、基礎疾患への注意などを記載することが必要である。なお、妊婦自身による「リスク自己評価」の導入についても議論を行ったが、評価の手法としての成熟度や実施体制の地域格差などの問題があり、導入は困難と考えられる。また、陣痛促進剤のリスクについては、関係学会で妊産婦に対する説明と同意の推進等が図られていることから、薬の一般的な注意に加えて特記する必要性は低いと考えられる。

その他、①胎児発育曲線、②感染症検査結果、③妊婦健康診査及び超音波検査結果、④妊産婦自身による記録の充実については、以下のとおりと考えられた。

- ① 胎児発育曲線については、乳幼児身体発育曲線のように国の統計調査に基づいたものではないが、日本超音波医学会及び日本産科婦人科学会によって標準化された計測法による基準値に基づき作成[※]されており、会員等への周知が図られ一般化されている。胎児発育曲線を母子健康手帳に掲載し、そこに胎児の推定体重を記入することで、胎児の状態の把握、母性の涵養に資することが期待されるが、胎児の推定体重の意義に関する一般の理解や、市町村における相談対応等の課題があることから、希望する市町村が導入できるよう任意様式に位置づけることが適当である。

※文献

- ・日本超音波医学会：「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」の公示について。超音波医学 2003；30；J415-J440
 - ・日本産科婦人科学会周産期委員会提案：超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値。日本産科婦人科学会誌 2005；57；92-117
- ② 感染症検査については、検査の促進を図るために、公費負担の対象として追加された検査項目についても、実施の有無を記録できるよう省令に記入欄を追加する必要がある。なお、医療機関において検査結果を記入する場合には、個人情報保護の観点から妊婦本人の了解が必要であることに留意する必要がある。また記入しない場合でも、医療機関から検査結果の複写を配布する等の工夫をすることが望ましい。
 - ③ 妊婦健康診査については、近年の妊婦健康診査の公費負担回数の充実に対応するよう、記録欄を増やす必要がある。また、妊婦健康診査においては、標準的に超音波検査を4回実施していることから、その他の検査の記録欄に超音波検査結果を記入できるようにするなど充実を図ることが適当である。なお、妊婦健康診査の記録については、全経過を見開き2ページで一覧できる

ことが望ましい。

- ④ 妊産婦自身による記録の充実については、育児支援等の観点から、全体の分量を考慮しつつ、妊産婦や父親等が自由に記入できる欄を増やすことが適当である。

2) 乳幼児身体発育曲線

子どもの現況を反映する曲線として、平成 22 年乳幼児身体発育調査に基づく乳幼児の身体発育曲線（身長、体重、頭囲）と幼児の身長体重曲線を母子健康手帳に掲載することが適当である。

3) 成長発達の確認方法

乳幼児健康診査における乳幼児の成長発達の確認は、「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号厚生省児童家庭局長通知）」の乳幼児健康診査実施要綱において、母子健康手帳の保護者の記録（成長発達の確認項目）を参考とし、発達状況等を確認するとともに、実施した健康診査の結果について同手帳に記入するとされている。

この成長発達の確認項目が、ある時点の「できる」「できない」を回答する形式となっていることについては、情報として正確である一方、発達が定型より遅れがちな子どもをもつ保護者等に負担となるという問題がある。現行様式においても、「できた時点」を記載する欄も一部あることから、乳幼児健康診査の際に支障がない範囲で、可能な項目については達成時期を記載する項目にするなど、工夫を行うことが適当である。

4) 便カラーカードの利用

現行の母子健康手帳では、1 か月児の保護者の記録の頁に、「便の色がうすい黄色、クリーム色、灰白色で、白目（しろめ）や皮膚が黄色～黄緑色である場合は胆汁が流れにくい状態が疑われるので、一日も早く、小児科医、小児外科医等の診察を受けて下さい。」と便色への注意が促されているが、便色調の見本がない。

胆道閉鎖症等、生後 1 か月前後に便色の異常を呈する疾患は、早期発見・早期治療により予後が改善する。早期発見のためには保護者が便色を参照できるものを日ごろから所持することが有効であることから、便カラーカード^{***}を母子健康手帳と一体的に利用できるようにすることが適当である。

便カラーカードの導入に際しては、カードの色の品質管理の工夫や自治体及び医療機関の相談対応のためのマニュアルの作成等により体制整備を図る必要がある。

※※文献

- ・平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 難治性疾患克服研究「新生児・乳児胆汁うっ滞症候群の総括的な診断・治療に関する研究班」胆道閉鎖症等早期発見のための便カラーカードに関する中間報告

5) 予防接種記載項目の充実

現行の母子健康手帳における予防接種の記載については、定期接種の記載欄が一連のものとなっていない。また、任意接種欄には、ワクチン名の記載はなく、空いている欄に随時記載するようになっている。

しかし、予防接種の重要性を考えると、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意接種欄を充実することが適当である。また、予防接種の実施スケジュールを記載することが望ましい。

3. 母子健康手帳に関連する今後の課題について

1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付時期については、妊娠 11 週未満での届出が平成 21 年度では 86.9%と徐々に増加してきている。しかし、妊娠の届出がない場合は、妊婦健康診査の未受診や飛び込み分娩、出産後の子どもの虐待などにつながる可能性があるため、引き続き早期の届出がなされるよう啓発に努めることが適当である。

母子健康手帳の交付は、行政の母子保健担当者が妊産婦に接触する最初のことから、保健師や助産師等が妊婦の健康面のみならず、社会経済的な状況についても十分に把握し、適切な対応を行うことが望ましい。また、交付時や母親学級等の機会に、母子健康手帳が妊産婦自身と子どもの健康管理を目的とすることや、その内容や使用法についても伝えることが必要である。なお、母子健康手帳は、周産期の状況等世代間で共通する情報や予防接種の記録を含むことから、長期間保管するとともに、成人時に保護者から子どもに手渡すことも有意義である。

2) 母子保健情報の提供

母子健康手帳では、定型的な成長発達経過をとる子どもを中心とした記述とならざるを得ないが、低出生体重児や先天性の疾患を持つ子どもなどの育児に役立つ情報提供も求められている。ウェブサイト等で多様なニーズに応える情報を提供する方法等について、検討することが望ましい。

母子健康手帳は、記載される情報の更新頻度や量に限界があり、ウェブサイト等の活用も含め、母子健康手帳に記載すべき情報と他の媒体による情報提供が可能な情報

を整理し、母子保健情報の提供のあり方を検討する必要がある。

また、健やかな妊娠、出産のためには、妊娠前からの準備や健康づくりも重要である。加齢と妊娠・出産のリスクや女性の生殖機能との関係、バランスのとれた食生活、母子感染の予防等の知識を、若い女性等に普及することが重要である。健康づくりのための既存の国民運動である「健康日本21」や「健やか親子21」とも協働しつつ、取組を進める必要がある。

3) 健康診査等のデータの保存、管理、活用

最近、妊婦健康診査等の記録を電子化し、厳重なセキュリティ管理のもとに地域（当事者、医療機関、自治体）で共有する試みが行われており、東日本大震災による紙記録の紛失時に有効であったと報告されている。また、母子保健施策の効果等について適切な評価を行い、根拠に基づく施策を実施するためにも、情報の活用は重要である。健康診査等の記録のデータ管理や活用のあり方については、今後、他制度の動向等も踏まえ検討を行うことが望ましい。

おわりに

母子健康手帳は、妊娠、出産、乳幼児期の一貫した健康記録として、自らの健康管理に役立つとともに、子育て期の家族の重要な記録となる。また、この記録を参考として保健指導や健康診査が行われるなど、母子保健対策を進めていく上でも重要な意義がある。

また、父親が母子の健康について理解を深め、乳幼児期から子育てに積極的に関わっていくために母子健康手帳を活用するという視点も重要である。

検討会では、近年の社会的変化や母子保健の変化等を踏まえ、今後の母子健康手帳の方向性を取りまとめた。厚生労働省においては、本報告の考え方を踏まえ、母子健康手帳の具体的内容などの詳細を設計し、平成24年度から使用される母子健康手帳に反映していただきたい。今後とも、母子健康手帳が、妊産婦・乳幼児の健康管理、さらには子育て家庭への支援に大いに役立つとともに、母子保健に関する諸制度等の改定や医療を取り巻く状況の変化等に対応できるよう、必要に応じて適切な時期に見直されることが期待される。

「母子健康手帳に関する検討会」委員名簿（平成 23 年 10 月 31 日現在）

○座長

明石 都美	名古屋市中保健所所長
出石 珠美	横須賀市こども育成部こども健康課中央健康福祉センター
今村 定臣	日本医師会常任理事
内山 寛子	J R 東日本健康推進センター副所長
海野 信也	北里大学医学部 産婦人科教授
榎本 滋	日本歯科医師会理事
小野 正恵	東京逡信病院小児科部長
小原 聖子	ゆったりーの代表
梶 忍	世田谷区烏山総合支所健康づくり課主査
加藤 則子	国立保健医療科学院統括研究官
田中 政信	東邦大学医療センター大森病院産婦人科教授
藤内 修二	大分県福祉保健部健康対策課課長
福井 トシ子	日本看護協会常任理事
淵元 純子	ふちもと助産院
松平 隆光	医療法人秀志会松平小児科院長
○ 柳澤 正義	日本子ども家庭総合研究所所長

(50 音順・敬称略)

「母子健康手帳に関する検討会」開催日程

第1回 平成23年9月14日（水）10：00～12：00

○母子保健の現状と母子健康手帳について

○母子健康手帳に関する最近の研究成果（ヒアリング）

- ・ 東京女子医科大学産婦人科学教室・母子総合医療センター 松田義雄
- ・ 大阪大学大学院人間科学研究科 グローバル人間学専攻国際協力学
NPO 法人 HANDS 代表理事 中村安秀
- ・ 相山女学園大学看護学部 中島正夫

第2回 平成23年10月7日（金）14：00～16：00

○論点整理（案）について

第3回 平成23年10月31日（月）14：00～16：00

○身体発育曲線について

- ・ 東邦大学医学部 名誉教授 多田 裕

○報告書（案）について